

多賀城市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年5月26日

多賀城市監査委員 菅野昌治
多賀城市監査委員 根本朝栄

1 監査の種類 定期監査

2 監査実施対象及び期日等

対象		監査実施日	講評実施日
上水道部	工務課	5月15日(金)	5月26日(火)
	管理課	5月18日(月)	

3 監査の範囲及び方法

この監査は、平成26年度の財務事務及び事務事業の執行が、関係諸法令に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、提出された資料、帳簿類、証ひょう書類等を試査照合し、それらの適法性と効率性等を検討し、また、関係職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

4 監査の結果 別紙のとおり

平成27年5月実施 定期監査結果【上水道部】

監査の結果を全般的に見ると、概ね適正な事務処理が行われていると認められた。今後も事務事業の執行に当たっては、適正かつ効率的な運営に努められたい。

対 象	工務課
実 施 日	平成27年5月15日(金) 午前9時～
1. 改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし	
2. 改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし	
3. 監査実施時に判明した軽微な訂正等を要するもの 特になし	

対 象	管理課
実 施 日	平成27年5月18日(月) 午前9時～
1. 改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし	
2. 改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし	
3. 監査実施時に判明した軽微な訂正等を要するもの 特になし	

【意見】（水道料金の未収金対策について）

未収金対策に従事する職員の努力については評価すべきものである。今後は、給水停止措置による未納月の縮減・未納法人に係る商業登記簿取得による調査・下水道課との連携等により、より適正な滞納整理に努めていただきたい。